※この法令は廃止されています。

る省令(昭和六十一年総理府令第五十四号)に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)に定める地籍簿の様式の例による。国土交通省令第六十六号)第二十八条に規定する被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び地類の移式を定め国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、被災地域境界基本調査作業規程準則(平成二十八年国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の規定に基づき、被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査の様式を定める省令を次のように定める。平成二十八年国土交通省令第六十七号

别記様式第一 被災地域境界基本調查図様式

第1部 記号

				1	_
補助基準点	基本多角点	電子基準点	基本三角点基準点(補助基を強力を強力を強く。)	区分	
<u>0</u> 2.0	[!v]	3.0	2.0 3.0 3.0	記 形状及び大きさ	
0.2	0.2	19 0.2	9.2	号線幅及び色	
			0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、 1.0mm、3.5mm等を表示するものとする。	記号の表示の方法 0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、	

被災地域境界基 本調査点の結合 線	被災地域境界基本調査点	基本水準点	被災地域境界基本細部点	被災地域境界基本三角点
	0.1.5	2. 5	2.0	3.5
0.15以内	0.2	9.2	19	細 0.2

と変動量	地盤の変動方向	細部点における

第2部 整飾

被災地域境界基本調査図 に表示する整飾事項は、 次のとおり いなから

図郭線

図郭線の数値

被災地域境界基本調査図の名称

座標系記号

測地系の名称

地番区域見出図(地番区域の名称を含む。)

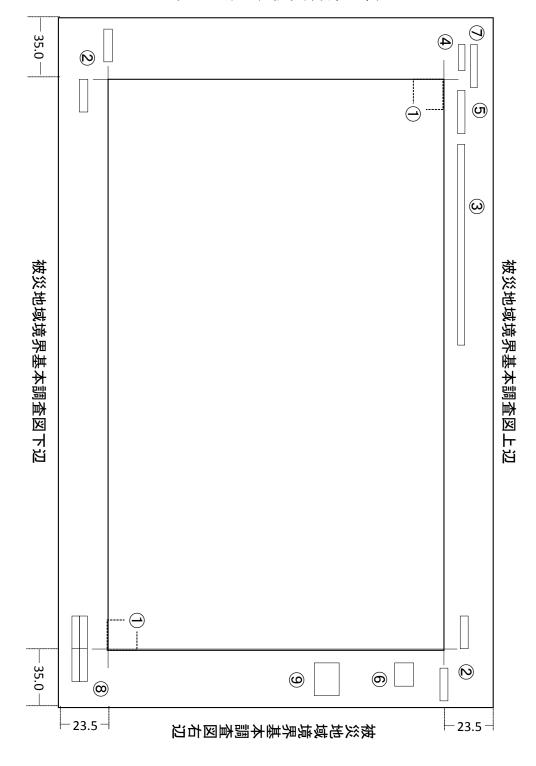
整理表題(被災地域境界基本調査図の番号及び縮尺を含む。)

隣接図郭番号見出図

 $^{\circ}$ 整飾事項を表示する位置は、おおむね次に掲げる図例によるものとする。

(図 例)

被災地域境界基本調査図左辺



- ①図郭線
- ②図郭線の座標値
- ③被災地域境界基本調查図の名称
- ④座標系記号
- ⑤測地系の名称
- ⑥地番区域見出図
- ⑦左上整理表題(被災地域境界基本調査図の番号を含む。)
- ⑧右下整理表題 (被災地域境界基本調査図の縮尺を含む。

⑨隣接図郭番号見出図

别記様式第二 被災地域境界基本調査簿様式

(表紙様式)

郡 市

冈 士

大字

鬥

华

被災地域境界基 被災地域境界 本三角点 基本三角点と 座 標 値 被災地域境界基 して選定した 本細部点 基準点等の区 分・番号 分・番号	(この用紙の大きさは、日本工) (法の用紙の大きさは、日本工) (被災地域境界基本調査簿様式)			調期	冊の内第 号	被災地域境界基本調
連	本工業規格A4	補製	証年月日号	画		台
	(とする。)		年 月	年 年 月		
被淡斑斑鸡斑			加田	いなが		

1					
(この)					
(この用紙の大きさは、日本工業規格A4とす	 	 	 	 m	×
さは、日	 	 	 	 m	Υ
本工業規					
格A4と	 	 	 	 m	×
する。)	 	 	 	 m	Y
					蘇恒恒
				举步	調査図の